

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年6月24日
発信課	選挙管理委員会事務局
担当者	栗野
連絡先	電話 0166-25-6513
	FAX 0166-23-3727
	E-mail senkan@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 <input checked="" type="radio"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	6月25日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	選挙事務アルバイト希望者の登録について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>選挙事務アルバイトを希望する方の登録を受け付けています。 登録された方には、選挙の都度、勤務することができるかどうかを確認させていただきます。</p> <p>登録を希望される方は、履歴書に必要事項をご記入の上、電子メール、郵送又は持参により旭川市選挙管理委員会事務局に提出してください。 履歴書は、旭川市公式ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/461/463/index.html</p> <p>【期日前投票所立会人、期日前投票所選挙事務】</p> <p>1 勤務場所 市役所第二庁舎、フィール旭川、イオン旭川西店、 各支所（神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、西神楽、東鷹栖） のうちいずれか1か所</p> <p>2 勤務日 各選挙の期日前投票期間</p> <p>3 勤務時間 午前8時30分から午後8時まで ※勤務場所によって異なります</p> <p>【当日投票所選挙事務】</p> <p>1 勤務場所 市内79投票所のうちいずれか1か所</p> <p>2 勤務日 各選挙の投票日</p> <p>3 勤務時間 午前6時30分から午後8時30分まで ※一部の投票所は午前6時30分から午後7時30分まで</p>
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (選挙事務アルバイト希望者の登録案内) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

選挙事務アルバイト希望者として登録しませんか？

旭川市選挙管理委員会では、選挙事務アルバイトを希望する方の登録を受け付けています。登録された方には、選挙の都度、勤務することができるかどうかを確認させていただきます。

選挙事務に興味のある方はお気軽に登録してください。

対象

- ・年齢18歳以上の方 ※高校生は除きます。
- ・長時間の投票事務に支障なく従事できる健康な方

職種／人数／勤務条件等

職種	期日前投票所 立会人	期日前投票所 選挙事務	当日投票所 選挙事務
業務内容	・投票手続の全般について適正に行われていることの確認	・受付，投票用紙の交付，投票所内の整理，選挙人の誘導 など	
勤務場所 ・ 勤務日 ・ 勤務時間 ※【 】内は勤務場所	<p>【市役所第二庁舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票期間 (6日間～16日間) ※選挙によって異なります 午前8時30分から 午後8時00分まで <p>【フィール旭川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票期間 (6日間～16日間) ※選挙によって異なります 午前10時00分から 午後7時30分まで 	<p>【市役所第二庁舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票期間 (6日間～16日間) ※選挙によって異なります 午前8時30分から 午後8時00分まで ・投票日(日曜日) ※開票所等で事務補助作業 など 午後2時00分から 午後9時00分まで ・投票日の翌日(月曜日) ※開票所等の片付け作業 など 午前8時45分から 午後5時15分まで <p>【フィール旭川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票期間 (6日間～16日間) ※選挙によって異なります 午前10時00分から 午後7時30分まで ・投票日(日曜日) ※開票所等で事務補助作業 など 午後2時00分から 午後9時00分まで ・投票日の翌日(月曜日) ※開票所等の片付け作業 など 午前8時45分から 午後5時15分まで 	<p>【当日投票所】 (市内79投票所(別表)のうちいずれか1か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票日の前日(土曜日) ※投票所の設営作業 ※一部の投票所のみ。また、勤務時間が異なる場合があります。 午前10時00分から 午後12時00分まで ・投票日(日曜日) 午前6時30分から 午後8時30分まで ※一部の投票所は 午前6時30分から 午後7時30分まで

職種	期日前投票所 立会人	期日前投票所 選挙事務	当日投票所 選挙事務
勤務場所 ・ 勤務日 ・ 勤務時間 ※【 】内は 勤務場所	<p>【 イオン旭川西店 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期日前投票期間（6日間～16日間）※選挙によって異なります 午前9時00分から午後8時00分まで <p>【 神居，永山，東旭川，神楽，東鷹栖支所 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期日前投票期間（6日間～16日間）※選挙によって異なります 午前8時30分から午後8時00分まで <p>【 江丹別，西神楽支所 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期日前投票期間（6日間～16日間）※選挙によって異なります 午前8時30分から午後5時00分まで 		—
	—	<p>< 事前説明会 > 【 場所未定 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期日前投票期間より前の日 午前10時00分から 午後12時00分まで <p>< 前日設営 > ※市役所第二庁舎，フィール旭川， イオン旭川西店のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期日前投票期間の前日 午後1時00分から 午後4時00分まで 	—
募集人数	20人	約80人	約50人
身分	非常勤特別職	会計年度任用職員	
報酬 ・ 手当	日額9,600円 ※交通費は支給されません。	時給980円 ※交通費，時間外勤務手当支給 (条件あり)	(投票日前日の勤務がない場合の予定額) 13,720円 ※交通費，時間外勤務手当支給 (条件あり)
報酬等 支給日	勤務日から約1か月後	末日締め翌月21日支給 (休日の場合は，その前の平日)	
服務規程 等	—	地方公務員法の各規定が適用されます。(服務の宣誓，法令等及び上司の職務上の命令に従う義務，信用失墜行為の禁止，秘密を守る義務，職務に専念する義務，政治的行為の制限等)	
登録資格	年齢18歳以上の方 ※高校生は除きます。		
	—	<p>ただし，地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 旭川市職員として懲戒免職の処分を受け，その処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し，又はこれに加入した者 	

提出書類及び提出方法

1 提出書類

旭川市会計年度任用職員等履歴書（選挙事務アルバイト希望者登録用）

※旭川市公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/461/463/index.html>

2 提出方法

履歴書を電子メール、郵送又は持参により旭川市選挙管理委員会事務局に提出してください。

※郵送の際は封筒の表側に「履歴書在中」と朱書きしてください。

※提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

アルバイト希望者の登録

- 1 今回履歴書を提出していただいた方は、「選挙事務アルバイト希望者」として登録します。
- 2 登録された方には、選挙の都度、勤務することができるかどうかを確認させていただきます。
- 3 投票所の配置人数に達したときは、勤務することができませんので、あらかじめご了承ください。
- 4 履歴書に虚偽の記載があった場合は、登録を取り消すことがあります。
- 5 応募により取得した個人情報は適正に管理し、選挙事務以外の目的で使用することや、外部に提供することはありません。
- 6 本人からの申し出があったときは登録を解除します。

選考方法

- 1 選挙の都度、書類審査及び必要に応じて面接を行い選考します。
- 2 選考結果に関する電話等の問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

従事に当たっての注意事項

- 1 選挙の重要性を認識し、自覚と責任をもって従事すること。
- 2 従事に当たって知り得た個人情報を他に漏らさないこと。
- 3 投票所内では、携帯電話、タブレット、パソコン等私物の電子機器を使用しないこと。
- 4 投票に来た人等に誤解を与えるような行動はしないこと。
- 5 市が貸与する腕章を着用すること。
- 6 服装、化粧等で他人に不快な印象を与えることがないように、また、華美にならないようにすること。

その他

- 1 新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、手袋、フェイスシールド（当日投票所選挙事務のみ）を着用していただきます。
- 2 昼食、休憩等は、交替で取っていただきます。昼食は、各自で用意してください。
- 3 勤務に当たり、報酬振込先の口座情報、マイナンバー情報、通勤届等の書類の提出が必要となります。また、選挙の都度（登録後の1回目の選挙を除く。）、新たに任用することになるため、改めて履歴書の提出が必要となります。
- 4 不明な点は、担当までお問い合わせください。

問合せ・提出先

旭川市選挙管理委員会事務局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎6階

電話 (0166) 25-6513

メール senkan@city.asahikawa.lg.jp



【 別表 】

No.	投票所名	住所	No.	投票所名	住所
1	青雲小学校	曙1条2丁目	41	向陵小学校	住吉5条1丁目
2	新町小学校	4条西3丁目	42	北鎮小学校	春光6条6丁目
3	日章小学校	6条通5丁目	43	啓北中学校	春光2条7丁目
4	知新小学校	8条通13丁目	44	春光小学校	末広1条1丁目
5	朝日小学校	5条通21丁目	45	末広小学校	末広6条2丁目
6	啓明小学校	南2条通22丁目	46	春光台地区センター	春光台3条5丁目
7	東町小学校	豊岡3条1丁目	47	春光台中学校	春光台5条3丁目
8	豊岡小学校	豊岡10条3丁目	48	陵雲小学校	末広1条7丁目
9	東光中学校	東光8条2丁目	49	末広地域活動センター	末広東2条9丁目
10	千代田小学校	東光8条3丁目	50	末広北小学校	末広5条11丁目
11	旭神みどり野会館	旭神2条4丁目	51	近文第1小学校	東鷹栖3線10号
12	愛宕小学校	豊岡8条6丁目	52	東鷹栖公民館	東鷹栖4条3丁目
13	愛宕東小学校	豊岡7条9丁目	53	近文第2小学校	東鷹栖4線16号
14	共栄小学校	豊岡2条10丁目	54	東鷹栖公民館第3分館	東鷹栖10線21号
15	東栄小学校	東光4条6丁目	55	東鷹栖農村活性化センター	東鷹栖10線16号
16	東光小学校	東光17条6丁目	56	神楽支所	神楽3条6丁目
17	旭川第3小学校	東光8条8丁目	57	神楽小学校	神楽5条8丁目
18	旭川小学校	東旭川南1条6丁目	58	神楽岡地区センター	神楽岡12条2丁目
19	旭川第1小学校	東旭川町米原	59	緑新小学校	神楽岡4条5丁目
20	旭正忠別総合会館	東旭川町旭正	60	緑が丘小学校	緑が丘3条4丁目
21	豊田地域会館	東旭川町豊田	61	西御料地小学校	西御料1条2丁目
22	旭川第5小学校	東旭川町東桜岡	62	瑞穂会館	西神楽1線10号
23	東旭川公民館瑞穂分館	東旭川町瑞穂	63	西神楽農業構造改善センター	西神楽南2条3丁目
24	東旭川公民館日の出分館	東旭川町日ノ出	64	旧・聖和小学校	西神楽1線18号
25	明星中学校	東5条1丁目	65	千代ヶ岡会館	西神楽2線24号
26	東五条小学校	東5条5丁目	66	西神楽公民館就実分館	西神楽1線31号
27	新富小学校	新富2条2丁目	67	忠和小学校	忠和4条4丁目
28	正和小学校	大雪通8丁目	68	忠和団地集会所	忠和3条7丁目
29	永山住民センター	永山7条4丁目	69	神居小学校	神居4条6丁目
30	永山南小学校	永山9条6丁目	70	神居住民センター	神居2条17丁目
31	永山西小学校	永山7条11丁目	71	雨紛小学校	神居町雨紛
32	永山三区会館	永山3条15丁目	72	神居公民館上雨紛分館	神居町上雨紛
33	永山小学校	永山5条18丁目	73	富沢小学校	神居町富沢
34	永山東小学校	永山町13丁目	74	台場小学校	神居町台場
35	永山11区会館	永山町16丁目	75	西神居会館	神居町神居古潭
36	近文小学校	緑町17丁目	76	豊西会館	神居町豊里
37	緑町団地集会所	緑町25丁目	77	江丹別公民館	江丹別町中央
38	大町小学校	大町1条1丁目	78	嵐山中央会館	江丹別町嵐山
39	大有小学校	旭町1条6丁目	79	春日青少年の家	江丹別町春日84番地
40	北光小学校	旭町1条16丁目			